

同志社大学体育会剣道部 部則

2018年11月3日 制定

第1章 総則

(構成及び名称)

第1条 本剣道部は同志社大学及び同志社女子大学（以下併せて「本学」という）の学生たる剣道部員（以下「部員」という）を以って構成し、同志社大学体育会剣道部（以下「本部」という）と称する。

(所在)

第2条 本部は、京都市上京区新町通今出川上ル近衛殿表町159-1（新町キャンパス）に本拠を置く。

(所属)

第3条 本部は、同志社大学体育会（以下「体育会」という）、全日本剣道連盟、京都府剣道連盟、全日本学生剣道連盟、関西学生剣道連盟、京滋学生剣道連盟、全日本基督教関係大学剣道連盟に所属する。

(目的)

第4条 本部は、部員が剣道の研鑽を通じ、互いに親和し、心身を鍛え、礼を尊び、以って自主自律（独自一己）の気概ある人物の涵養を目的とする。

(活動)

第5条 本部は、前条の目的を達成するため、次の活動をする。

- (1) 剣道の日常の稽古、春夏合宿及び必要に応じ強化稽古、強化合宿を実施する。
- (2) 全日本剣道連盟、京都府剣道連盟、全日本学生剣道連盟、関西学生剣道連盟、京滋学生剣道連盟、全日本基督教関係大学剣道連盟が主催する大会等各種大会に出場し、学内行事に参加する。
- (3) 各プロジェクトが実施する活動に参加する。
- (4) 本部卒業生で構成する同志社大学剣友会（以下、「剣友会」という。）と密接な関連を保ち、相互に協力し活動する。
- (5) 部員は、全日本剣道連盟が主催する段位審査を積極的に受審し、卒業までに、より上位の段位を取得することに務める。
- (6) その他、前条の目的達成のための活動を行うとともに、活動の記録保存をする。

第2章 部員

(部員及び特典)

第6条

- (1) 本学在籍の学生で入部を希望する者は、入部申込書に指名・住所・学部・出身校等
所定事項を記載して申込み、19条2項に規定する幹部会（以下、同じ。）の承認
を経なければならない。
- (2) 部員となった者は、本部から竹刀袋・名札・試合用道着・手ぬぐい・正装一式・ジ
ャンパーを給され、本部が確保した道場等諸施設を常時利用することができ、本部
の参加する大会・審査・研究会・講演会に出場し、参加することができる。

(部員の心得)

第7条 部員は、次のとおり心得て本部活動に専心し、自己研鑽に努めるものとする。

- (1) 部員は部長・監督・コーチの指導を仰ぎ、日頃の稽古練習に励むとともに、学業を
疎かにせず、部員相互に助け合い、友情を育むものとする。
- (2) 部員は予め申告した授業による欠席を除き、稽古練習に無断で遅刻欠席してはなら
ない。
- (3) 部員は本学及び体育会が開催する行事等に止むを得ない事情ある場合を除き参加す
るものとする。
- (4) 部員は本部が参加する試合に出場し或いは応援活動について積極的に参加するもの
とする。
- (5) 部員は体育会学生として節度ある服装及び髪型をするものとする。

(退部)

第8条

- (1) 部員が退部するときは、理由を記した退部届書を提出し、幹部会の承認を得なけれ
ばならない。
- (2) 部員が退学等本学の在籍資格を失ったときは、退部したものとする。
- (3) 退部した者の再入部は認めない。

(除名・退部勧告)

第9条 部員が、以下の事由に該当する場合、幹部会及び監督との協議の上、除名し若し
くは退部勧告を発する。

- (1) 法律違反等不祥事を犯したとき
- (2) 本学ないし本部の名誉を著しく貶める行為があったとき
- (3) 稽古を怠るなど著しく活動を怠ったとき
- (4) その他これに準じる事由が生じたとき

(休部)

第10条 部員の休部は、原則として認めない。但し、病気・休学・学業等のやむを得ない事情があるときは、申し出により主将及び監督が承認した場合はこの限りではない。

(欠席)

第11条

- (1) 部員の欠席連絡は、道場監督に対し、当該欠席日の稽古が開始するまでに、理由を付して、行うものとする。
- (2) 前項に反した場合、無断欠席と取り扱う。なお、やむをえない事由が生じた場合、この限りでない。

(部費)

第12条 部員は、幹部会で定める部費を納入する。

(個人情報)

第13条 部員は個人情報を取り扱うにあたり次の点に注意する。

- (1) 部の運営にあたり、部員に関する個人情報は、慎重に扱うものとする。
- (2) 部員に関する個人情報は、部員との合意の上、これを収集する。
- (3) 前項に基づき、収集した個人情報は、事前に承諾を得た範囲でのみ、これを取り扱う。
- (4) 部員の個人情報は、部員からの承諾のない限り、外部へ開示してはならない。

第3章 幹部

(幹部)

第14条 本部は、次の幹部を置く。

- (1) 主将 (男子、女子)
- (2) 副将 (男子、女子)
- (3) 主務 (男子、女子)
- (4) 副務
- (5) 道場監督
- (6) 会計
- (7) 同志社プロジェクト代表
- (8) 同志社プロジェクト副代表
- (9) 海外交流代表
- (10) マネージャーリーダー
- (11) 広報
- (12) 体育会本部

- (13) 京滋学生剣道連盟
- (14) 関西学生剣道連盟
- (15) その他、総会の決議によって必要とした役職
(任期)

第15条 幹部の任期は1年とし、毎年度限りとする。

(主将等幹部の選任)

第16条 選出は、次の方法で行う。

- (1) 幹部は、毎年度10月までに、3年生部員(次年度最終学年生部員)及び監督の協議によって候補者を決定し、部員総会の承認によって選定する。
- (2) 部長は、前項に基づき選定された幹部を、幹部交代式によって選任する。

(幹部の任務)

第17条 幹部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 主将は本部を代表し、本部の活動全体を統括し、総会及び幹部会での決定事項を執行する。副将は主将を補佐し、主将が欠けたとき又は事故があるときは主将の職務を代行して行う。主務は本部の事務全般を掌握し主導するものとする。
- (2) その他の幹部は、夫々の担当事務の主幹として務める。

(幹部の欠員)

第18条

- (1) 幹部が辞任その他の事情により欠員が生じた場合は、直ちに主将及び監督の協議によって、後任を指名し、幹部会に諮り選任する。
- (2) 前項により選任された者の任期は、前任者の残余期間とする。

第4章 審議機関

(機関)

第19条 本部は、次の審議機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹部会
- (3) ミーティング

(総会)

第20条 総会は、本部全部員を以って構成する最高議決機関である。

(定期総会・臨時総会)

第21条 定期総会は、毎年度5月、11月中に必ず開催するものとし、幹部会の議を経て必要と認めるとき、又は5分の2以上の部員の会議の目的と必要とする理由を記した書面を主将に提出したときは、随時臨時総会を開催する。

(総会の開催通知)

第22条 総会は、主将が招集し、開催日の1週間以前にメールで部員総員に通知する。

(総会の決議要件)

第23条 総会は、部員総数の3分の2以上の出席によって成立し、議決は出席者の過半数を以って決す。

(総会の審議事項)

第24条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 予算の承認
- (2) 本部の基本的活動方針、スケジュールの承認
- (3) 部則の改正案の承認
- (4) その他部員の身分にかかわる等幹部会が必要と認めた重要事項の審議・決定

(幹部会)

第25条 幹部会は、第14条に定める幹部及び各学年幹事(各学年部員の互選)によって構成する。

第26条 幹部会は、必要に応じて主将が随時招集して前条の幹部会構成員の2分の1以上の出席を得て開催し、議決は出席者の過半数を以って決す。主将が議長となって議事進行する。

(幹部会の審議事項)

第27条 幹部会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会開催日及び総会に諮る議案の決定
 - (2) 本部に関わる活動・行事の審議
 - (3) その他この部則に定める事項及び本部活動全般に関し必要と思われる事項の審議
- (ミーティング)

第28条 ミーティングは、必要に応じて行い、随時主将の招集により出来る限りの多くの部員の参加の下に、以下のことを協議する。

- (1) 部の運営に関する協議
- (2) 諸大会の反省
- (3) 部費及び選手費に関する事項
- (4) その他の部員に対する日常の要望の報告事項

第5章 指導者

(部長)

第29条 本部は、本学から本部担当として指名された本学教員たる部長の指導の下に本学の教育方針に副って活動する。

(監督・コーチ)

第30条

- (1) 本部は、剣友会の推薦を受けて指導者として監督・コーチを置く。
- (2) 監督・コーチは、日常の稽古の指導・対外試合の出場選手選考・試合における作戦等の技術的指導を行う。
- (3) 監督・コーチが、以下の事由に該当する場合、幹部会及び剣友会との協議の上、解職する。
 - ① 法律違反等不祥事を犯したとき
 - ② 本学ないし本部の名誉を著しく貶める行為があったとき
 - ③ 指導者としての活動を怠ったとき
 - ④ その他これに準じる事由が生じたとき

(指導)

第31条

- (1) 監督・コーチは、可能な限り、本部の会議・ミーティングに出席し、諸活動・稽古に参加して、その識見・経験に則して意見を述べることによって、本部の活動を指導する。
- (2) 指導は、部員が日常の稽古練習に励み、剣道の技を練達向上させ、心身を鍛えるとともに、本学の建学の精神に副う独自一己の見識を持った人物の陶冶に努める。

第6章 会計

(経理)

第32条 本部の経理は、部費・入部金・剣友会援助金・寄付その他の収入によってこれにあたる。

(会計年度)

第33条 本部の会計年度は、4月1日から3月31日の1年と定める。

(部費)

第34条

- (1) 本部は、部費及び必要のある場合、臨時費を徴収する。
- (2) 前項の金額及び納付期限は、幹部会にて審議し、決定する。
- (3) 会計は、前項の決定について、金額の必要性及び相当性を部員に報告するものとする。
- (4) 各月の部費の徴収は、以下のとおり、これを行う。
 - ① 各学年の会計幹事が、当該学年の部員の部費を徴収する。
 - ② 各学年の会計幹事は、前号によって徴収した部費を、会計に提出する。
 - ③ 会計は、各月の部費の徴収を完了したとき、部員に報告するものとする。

(納付金の不還付)

第35条 すでに納入した部費及び入部金は、理由の如何にかかわらず返還しない。

(滞納)

第36条 正当な理由なく部費を1か月以上または臨時費について滞納し、その後においても納入の見込みがない場合、幹部会にて審議し退部を命ずることがある。

(会計報告)

第37条

(1) 会計は、決算報告書を作成し、半期に一回、部員に対し、会計報告を行う。

(2) 会計は、会計報告において、以下の事項を報告しなければならない。

- ① 支出に関する各項目の必要性及び相当性
- ② 収入に関する各項目の必要性及び相当性
- ③ 支出及び収入に関する部員からの質問に対する回答
- ④ その他必要な事項

第7章 部則の改正

第38条 この部則の改正は、第23条により成立した総会において、出席部員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

附 則

第39条 本部則は、2018年11月3日施行する。